

三菱東京 UFJ 銀行  
国際業務部調査役 久保満利子

進められる可能性も出てきます。

＜中国子会社へのサービス貿易送金＞

日本本社が中国子会社へ支払う業務委託料、ロイヤリティや駐在員事務所経費等のサービス貿易項目の資金は、それに関連して発生する中国現地でのコストが人民元建てであるため、これらサービス貿易送金の決済通貨を日本円から人民元に変更することで、中国子会社の為替変動リスクを解消することが可能となります。

＜中国子会社からの配当金送金＞

中国では、原則、会計記帳通貨は人民元で、配当原資となる利益も人民元建てで留保される場合が多いことから、一般的に配当金の金額は人民元建てで決議されます。このため、日本本社向け配当金送金を人民元建てとすることで、中国子会社の為替リスクや両替事務負担の回避が可能となります。

＜資本金送金＞

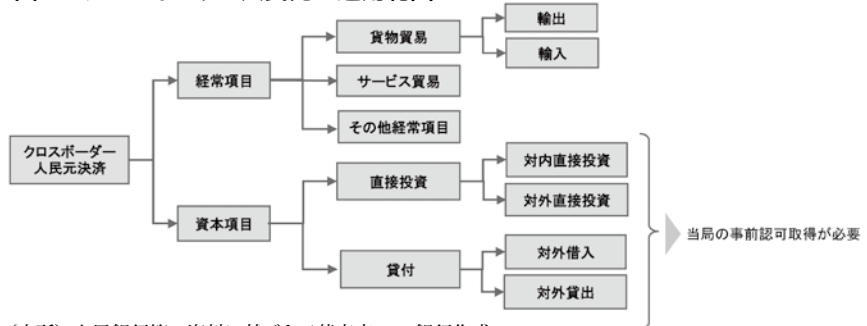
外貨建ての払い込み済み資本金は、原則、実際の支払いが発生するまで両替ができないため、将来、人民元高が進行すると、中国子会社の評価損や、支払い時に必要な人民元の不足が生じる恐れがあります。日本本社からの資本金送金を人民元建てとすることで、中国子会社はこれらのリスクから解放されます。なお、すでに外貨建て資本金の払い込みを済ませた中国子会社であっても、増資時に申請通貨を人民元に変更することが可能です。

3. クロスボーダー人民元決済を巡る最近の動き

中国の改革開放の先行地域として、13年9月29日に中国(上海)自由貿易試験区(以下、自貿試験区)が設立されました。国家プロジェクトとして立ち上げられた自貿試験区は、投資、貿易、金融、行政分野の改革を4つの柱に据え、金融分野については13年12月に中国人民銀行より、①自由貿易口座管理の導入、②資本取引の自由化、③クロスボーダー人民元決済の利用拡大、④金利の自由化、⑤外貨管理の高度化等を通じて自貿試験区の建設を支持するとの基本方針<sup>注1</sup>が発表されました。

さらに、14年2月には中国人民銀行上海本部より、自貿試験区内の企業に対し、①人民元オフショアローンの規制緩和、②人民元双方向クロスボーダープーリングの解禁、③経常項目のクロスボーダー人民元集中決済の解禁、④経常項目と直接投資項目のクロスボーダー人民元決済手続きの簡素化等、クロスボーダー人民元決済に関する大幅な規制

図2：クロスボーダー人民元の適用範囲



(出所) 人民銀行等の資料に基づき三菱東京 UFJ 銀行作成

表2：中国(上海)自由貿易試験区における人民元クロスボーダー使用拡大

項目	概要
人民元オフショアローン	限度額管理は、従来の投注差(投資総額-登録資本金)から「払込資本×人民銀行が設定する掛け目(マクロブレンデンス政策変数)」に変更。限度額は残高に基づき計算。期間は1年以上。
人民元双方向クロスボーダープーリング	自貿試験区内企業は上海地域の1銀行に専用口座を開設した上で、域外の多国籍集団メンバー企業とのプーリングが可能。原資は営業キャッシュフローと投資キャッシュフロー。
経常項目のクロスボーダー人民元集中決済	自貿試験区内企業は上海地域の1銀行に専用口座を開設した上で、自貿試験区内外の関連企業間で、経常項目のクロスボーダー人民元集中決済が可能。
経常項目と直接投資項目のクロスボーダー人民元決済	銀行に対する支払/受取指示書の提出で、クロスボーダー人民元決済が可能。
個人決済	自貿試験区内で就職・開業した個人は決済口座を開設した上で、クロスボーダー人民元決済が可能。

(出所) 人民銀行等の資料に基づき三菱東京 UFJ 銀行作成

緩和措置<sup>注2</sup>がとられています。(表2)

4. クロスボーダー人民元決済の今後の展望

中国政府は人民元の国際化を標榜し、その一環として中国人民銀行は14年の重点業務の一つとしても「クロスボーダー人民元決済の利用拡大」方針を挙げています。同行は、貿易・投資促進に向けても自国通貨の利用拡大を進めるとして、これまでに23カ国・地域の中央銀行との間で、互いの通貨を融通しあうスワップ協定を締結しています。また、12年6月に東京と上海のインターバンクにおける人民元・日本円の直接取引が開始されましたが、日本円のほかにオーストラリア・ドル、マレーシア・リングギットや、今年6月には英ポンドとも直接取引を始めるなど、人民元決済の促進につながる周辺環境の整備が進んでいます。

先に述べた中国(上海)自由貿易試験区の政策は、3年程度の試行を経て中国全土への展開が予定されており、今後、自貿試験区における金融改革の進展と共に、クロスボーダー人民元決済のさらなる進展動向が注目されます。

注1：「中国人民銀行の金融を通じて中国(上海)自由貿易試験区の建設を支持することに関する意見」(13年12月2日公布)

注2：「中国(上海)自由貿易試験区での人民元クロスボーダー使用の拡大を支持することに関する通知」(銀総部発[2014]22号)

# Q&A 中国ビジネス Q&A クロスボーダー人民元決済の進展

**Q** 中国政府が人民元の国際化を標榜するなか、クロスボーダー人民元決済が解禁されて5年が経ちますが、人民元建てクロスボーダー決済の最近の状況と人民元建て決済の活用例について教えてください。

## 1. クロスボーダー人民元決済の利用状況

### ◆クロスボーダー人民元決済の開放状況

2009年7月1日より試験的に解禁されたクロスボーダー人民元決済は、その後の開放の進展とともに拡大を続け、經常取引の決済額は10年の5,063億元から13年の4兆6,300億元（貨物貿易3兆200億元、サービス貿易1兆6,100億元）へと約9倍にまで拡大しました。11年に正式に解禁された資本取引についても、決済額は12年が2,802億元（対外直接投資292億元、対内直接投資2,510億元）、13年が5,337億元（対外直接投資856億元、対内直接投資4,481億元）と急増しており、人民元建て決済需要が旺盛なことが伺えます。（図1）

また、SWIFT（国際銀行間通信協会）のデータによると、世界の決済通貨における取引シェア・ランキングで、人民元は12年1月の第20位（取引シェア0.25%）から14年3月には第7位（取引シェア1.62%）へと大きく順位を上げ、日本円（取引シェア2.49%）に迫る勢いで伸びています。最近では、中国と域外諸国・地域との間のみならず、域外諸国・地域間での人民元決済も急速に伸びており、国際決済通貨としての人民元決済の利用が着実に浸透しつつあります。（表1）

## 2. クロスボーダー人民元決済の活用例

### ◆クロスボーダー人民元決済の対象取引

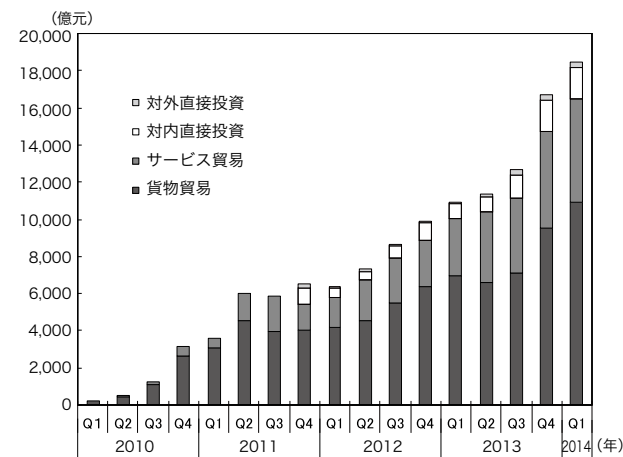
一部の地域と企業に対し、貨物貿易取引に限定して試験的に解禁されたクロスボーダー人民元決済は、現在では中国域内外ともに地域、企業の制限がなくなり、対象取引も經常取引の貨物貿易に加え、サービス貿易（コミッション、業務委託費、駐在員事務経費等）、その他經常取引（配当、利息等）、資本取引の直接投資（出資、増資）、貸付まで可能となりました。（図2）

經常取引は銀行限りの手続きで決済が可能です。資本取引は事前に当局の認可取得が必要です。なお、13年7月より經常取引の人民元受取・支払手続きが大幅に緩和され、重点監督管理対象企業を除く企業は、銀行宛て提出書類として取引エビデンスまたは「クロスボーダー人民元決済受取・支払証明」のみで決済が可能となっています。

### ◆クロスボーダー人民元決済の具体事例

中国内に複数拠点を設ける日本企業が増加する一方で、中国子会社それぞれに財務専門の人員を配置することが難しい企業も少なくありません。こうした状況下で、本社・子会社間の經常取引、資本取引における決済を米ドルや日本円から人民元建てに変更し、為替リスクヘッジを本社に集中することにより、中国子会社は本業に専念することが可能となり、グルー

図1：クロスボーダー人民元決済額の推移



（出所）人民銀行公表データに基づき三菱東京UFJ銀行作成

表1：通貨別取引シェア・ランキング

通貨名	上段：順位 / 下段：取引シェア				
	2014年4月	2014年3月	2014年2月	2014年1月	2013年1月
USD (米ドル)	1 42.51%	1 40.19%	1 38.90%	1 38.75%	2 33.48%
EUR (ユーロ)	2 30.99%	2 31.78%	2 32.97%	2 33.51%	1 40.17%
GBP (英ポンド)	3 8.55%	3 9.24%	3 9.44%	3 9.38%	3 8.55%
JPY (日本円)	4 2.35%	4 2.49%	4 2.51%	4 2.49%	4 2.56%
CAD (カナダドル)	5 1.76%	6 1.83%	6 1.80%	5 1.80%	7 1.80%
AUD (オーストラリア・ドル)	6 1.67%	5 1.84%	5 1.83%	6 1.75%	5 1.85%
CNY (人民元)	7 1.43%	7 1.62%	8 1.42%	7 1.39%	13 0.63%
CHF (スイスフラン)	8 1.41%	8 1.45%	7 1.45%	8 1.38%	6 1.83%
HKD (香港ドル)	9 1.10%	9 1.08%	9 1.06%	9 1.09%	9 1.02%
SEK (スウェーデン・クローナ)	10 1.04%	10 1.04%	10 1.03%	11 0.97%	11 0.96%

（出所）SWIFT 公表データに基づき三菱東京UFJ銀行作成

プ全体の業務効率化、コスト削減につながります。以下、人民元への建値変更事例をご紹介します。

### <中国子会社・中国企業との輸入取引>

基調として米ドル安/人民元高が予想される中であって、米ドル建て決済を行う中国の輸出企業は為替リスクを負っています。決済通貨を米ドルから人民元に変更し為替リスクを日本側に集約することで、中国子会社の損益管理の負担を軽減することが可能となり、また、中国企業との輸入取引の価格交渉を有利に